

納税の潮

平成27年分 確定申告

申告書の作成は
自宅のパソコンで

確定申告 検索

Step1 国税庁ホームページで申告書を作成

Step2

- プリントアウトして送付
- ネットで送信 (e-Tax)

電子証明書 ICカードリーダライタを準備

申告と納税

所得税および復興特別所得税 贈与税	消費税および地方消費税 (個人事業者)
平成28年 3月15日(火)まで	平成28年 3月31日(木)まで

事業税・住民税の申告期限
平成28年3月15日(火)まで

確定申告書の作成に当たっては、
「復興特別所得税額」の記載漏れのないようご注意ください。

税務署・都道府県・市区町村

総合建設業

ISO9001・14001 認証取得

窪田工業株式会社

神戸市垂水区塩屋町4丁目4番12号 電話 (078)751-3882

平成27年度納税表彰式 栄えある受彰者



公益社団法人須磨納税協会では、さる11月13日(金)、神戸市立国民宿舎「シーバル須磨」において、平成27年度納税表彰式(須磨税務署・公益社団法人須磨納税協会・須磨納税貯蓄組合連合会の三者共催)が挙行されました。

表彰式では、西神戸県税事務所長、須磨警察署長、垂水警察署長、須磨区長、垂水区長、近畿税理士会須磨支部長、同副支部長、をご来賓としてお迎え、盛大に行われました。本年度の納税表彰を受彰(受贈)された皆さんは、いずれも多年にわたり申告納税制度の普及・発展並びに納税道義の高揚に、きわめて顕著な功績があった方々です。また、表彰式の最後に、平成27年度に募集した「中学生の税に関する作文」の応募審査で、近畿納税貯蓄組合総連合会会長賞を受賞された、神戸市立垂水中学校の草場さん、神戸市立歌敷山中学校の坂東くんが作文朗読を行い閉式となりました。

◎平成27年度の受彰(贈)者は、次の方々です。

須磨税務署長表彰

原 将介(納税協会常任理事)、川村 悦子(納税協会女性部)、貞松 敏夫(神戸商業高校)

須磨納税協会会長表彰

谷口 洋子(納税協会副会長)、藤原 英俊(納税協会常任理事)、船木 靖夫(納税協会常任理事)、倉島 功一(納税協会理事)

須磨納税貯蓄組合連合会会長表彰

岡本 良文(須磨駐車場協会納税貯蓄組合長)

国税局長表彰披露

大西 宏昌(須磨納税貯蓄組合連合会会長)

 <p>特定医療法人 慈恵会 新 須 磨 病 院 理事長 澤 田 勝 寛 病院長 神戸市須磨区磯馴町4丁目1-6(JR須磨海浜公園駅南100m) TEL : 078-735-0001(大代表) FAX : 078-735-0721 URL : http://www.jikeikai-group.or.jp/shinsuma</p>	 <p>新須磨クリニック 健診センター・美容外科 脳ドック・人間ドック・レディースドック 法定健診・特定健診等各種健康診断 神戸市須磨区村雨町5-1-4 TEL:078-735-1513(予約)・078-735-0010 URL : http://www.jikeikai-group.or.jp/shinsuma</p>	
--	--	---

須磨税務署からのお知らせ

○ 須磨税務署内の確定申告会場及び駐車場について

- **確定申告会場は2月10日（水）より開設します。**
なお、2月9日（火）までは通常窓口での対応となりますので、混雑状況によっては、長時間お待ちいただくこともあります。
また、混雑状況により、早めに（午後4時頃）申告相談の受付を終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 2月10日（水）～3月15日（火）の期間は、税務署の駐車場はご利用いただけません。
また、税務署周辺は駐車禁止区域となっていますので、電車・バス等の公共の交通機関をご利用ください。

○ 税理士による確定申告会場のご案内

税理士による確定申告書の書き方などの相談を無料で行います。

開設期間	受付時間	会場	所在地
2月2日(火) ～ 2月18日(木) (土・日・祝日を除く。)	午前 9:30～11:00 午後 1:00～3:00	垂水年金会館 4階 大ホール	垂水区平磯1-2-5 (JR・山陽「垂水駅」 東へ徒歩7分)
※ 資産（土地・建物や株式等）の譲渡、贈与税、相続税の相談は行っていません。 ※ ご来場の際は、前年分の申告書の控えなど（お持ちの方）をご持参ください。 ※ 申告会場の混雑状況により、早めに申告相談の受付を終了する場合がありますのでご了承ください。 ※ 会場の駐車場（有料）に限りがありますので、公共の交通機関をご利用ください。 ※ 会場では、電話によるお問合せはお受けしていません。			

納付する税金のある方

所得税及び 復興特別所得税 消費税及び地方消費税 (個人事業者)	納 期 限	振替日(振替納税をご利用の方)
	平成28年3月15日(火)	平成28年4月20日(水)
	平成28年3月31日(木)	平成28年4月25日(月)

振替納税をご利用でない方へ

申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせはありませんので、金融機関又は税務署の納付窓口で納期限までに納付してください。

また、便利で安全な振替納税をご希望の方は、所轄の税務署に「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を納期限までにご提出ください。

振替納税をご利用の方へ

振替納税をご利用の方は、事前に預貯金残高をご確認ください。

※ 残高不足等で振替納税できなかった場合には、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞税の納付が必要となる場合があります。

還付される税金のある方

還付金のお支払いは、申告書を提出されてから1か月から1か月半程度時間がかかる場合があります。予めご了承ください。

Getting Better

よりよく、もっとよりよくを目指して。

鉄道車両用制御機器、変電所用開閉機器、変圧器周辺機器、
活線浄油機、環境装置、産業用機器などの製造。

株式会社 カコテクノス

本社／神戸市須磨区大田町7-4-2 TEL(078)732-3851
小野工場／小野市北丘町355-16 TEL(0794)62-6411

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

所得税及び復興特別所得税の確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

※ 還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

申告書は、国税庁ホームページで作成

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただければ、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

平成27年分の確定申告に当たっては、「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただき、作成した確定申告書は印刷して郵送等により提出してください。また、「e-Tax（電子申告）」を利用して提出することもできます。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

～「給与・公的年金」以外の所得がない方は必見～

給与所得者又は公的年金所得者の方向けの申告書作成画面を新設しました。初めての方でも操作がしやすい画面となっていますので、是非ご利用ください。



「財産債務調書」の提出制度が創設されました

平成27年度税制改正において、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、財産及び債務の明細書を見直し、一定の基準を満たす方に対し、その保有する財産及び債務に係る調書の提出を求める制度が創設されました。

◎ 財産債務調書を提出しなければならない方

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2千万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を提出しなければなりません。

◎ 財産債務調書提出の期限

財産債務調書は、その年の翌年の3月15日までに提出していただく必要があります。

※ 法施行後の最初の財産債務調書の提出期限は、平成28年3月15日（火）になります。



贈与税の暦年課税の税率構造の改正について

平成27年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について、孫等が直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率構造が改められました。

※ 暦年課税の場合において、直系尊属（父母や祖父母など）からの贈与により財産を取得した受贈者（財産の贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者に限ります。）については、「特例税率」を適用して税額を計算します。

基礎控除後の課税価格	【～平成26年】	【平成27年～】	
	税率	一般税率	特例税率
～ 200万円以下	10%	10%	10%
200万円超 ～ 300万円以下	15%	15%	15%
300万円超 ～ 400万円以下	20%	20%	20%
400万円超 ～ 600万円以下	30%	30%	20%
600万円超 ～ 1,000万円以下	40%	40%	30%
1,000万円超 ～ 1,500万円以下	50%	45%	40%
1,500万円超 ～ 3,000万円以下		50%	45%
3,000万円超 ～ 4,500万円以下		55%	50%
4,500万円超 ～	55%		

贈与税の相続時精算課税の適用要件の改正について

平成27年1月1日以後の贈与について、適用対象者の範囲が拡大されました。

	【～平成26年】	【平成27年～】
贈与者	・贈与をした年の1月1日において65歳以上の者	・贈与をした年の1月1日において60歳以上の者
受贈者	・贈与をした年の1月1日において20歳以上の者	・贈与をした年の1月1日において20歳以上の者
	・贈与をした年の1月1日において	・贈与をした年の1月1日において
	贈与者の推定相続人	贈与者の推定相続人及び孫



MENU 星おまかせ会席	2,500円	
特撰純和牛肉すきやき	3,750円	魚ちり・寄せ鍋 4,200円～
特撰純和牛肉しゃぶしゃぶ	3,900円	
おまかせ会席	5,000円～	
しゃぶしゃぶ会席	5,800円～	

落ち着いた雰囲気の大個室(4名～40名)で昼・夜営業しております。季節の厳選素材を贅沢に使ったお料理を、お好みやご予算に合わせてご用意いたします。ご家族、ご友人とご一緒に、また忘年会、新年会、各種会合にご利用ください。(会議室も併設しています)



会議室
・プロジェクター
・オーバーヘッド
・スクリーン
・マイク 設置あり
(25名収容可)



日本料理

和風荘

TEL 078-732-8210 FAX 078-733-8663

〒654-0046 神戸市須磨区村雨町4丁目1-17
JR「須磨海浜公園」駅下車 徒歩1分

県税だより 西神戸県税事務所

◆ ◆ ◆ 個人事業税の申告について ◆ ◆ ◆

所得税の確定申告又は市民税・県民税の申告をした場合は、個人事業税の申告があったものとして取り扱われますので、重ねて申告する必要はありません。

ただし、次の場合は、別に県税事務所に個人事業税の申告をする必要があります。これらに該当するときに申告しなかった場合は、事業税の優遇措置（事業用資産の譲渡損失の控除等）が受けられませんので、ご注意ください。

法人設立などにより、事業を年の途中で廃止した場合	● 申告期限・・・事業廃止の日から1か月以内
事業主の死亡により、年の途中で事業を廃止した場合で、廃止した年分に係る所得税の確定申告を行っていないとき	● 申告期限・・・廃止の日から4か月以内

◆◆◆ 『事業税に関する事項』欄の記載をお願いします！◆◆◆

所得税の確定申告書B様式第二表には、「事業税に関する事項」欄が設けられています。

この欄は個人事業税の計算上必要ですから、個人事業税が課税になる事業所得などのある人で該当する項目がある人は、必ず記載してください。

該当するにもかかわらず記載がない場合は、事業税の優遇措置（事業用資産の譲渡損失の控除等）を受けられませんのでご注意ください。

また、平成27年中に開業又は廃業された人は開(廃)業した月日を記載してください。

お問い合わせ先 西神戸県税事務所 課税第1課 ☎ (078) 737-2373 (直通)



兵庫県マスコットはばタン

◆◆◆ 自動車税の納税確認の電子化について◆◆◆

平成27年9月24日から、登録自動車については、車検更新時における納税証明書の運輸支局への提示が省略できます！
※ 自動車税に滞納があると、これまでどおり自動車検査証の返付は受けられません。

◆◆◆ 『ご注意ください！』◆◆◆



兵庫県マスコットはばタン

- 自動車税を納付後、概ね2週間以内に車検を受ける場合は、納税証明書が必要です。（納付先から本県に納付データが到来するまでの時間を要するため）
- 軽自動車、小型二輪自動車は、従来どおり納税証明書（市町発行）の提示が必要です。
- 車検有効期限を長期間経過した自動車は、運輸支局で納税確認できない場合があります。

お問い合わせ先 西神戸県税事務所 管 理 課 ☎ (078) 737-2046 (直通)
自動車税課 ☎ (078) 737-2047 (直通)



須磨海岸まで徒歩 50 歩
全室オーシャンビューの寛ぎの宿

好評営業中
和食処 漁 すなど
昼：11:00～14:30 (土日祝～15:00)
夜：18:00～21:00

神戸市立 国民宿舎 須磨荘

シーパル須磨 ☎078-731-6815
<http://www.seapalsuma.com>



須磨 J.C. ↑
← 垂水 J.C. 須磨離宮公園
須磨寺 ● 月見山料金所 →
月見山 (東須磨)
山陽 (須磨) → 須磨寺
2号線
JR 須磨駅 シーパル須磨 須磨海浜公園駅
須磨海浜水族園

- JR 須磨海浜公園駅 徒歩約 8 分
- JR ・ 山陽 須磨駅 各徒歩約 1 2 分

市税だより

須磨市税事務所
垂水市税事務所

市県民税の申告は 3月15日(火)まで

今年も申告の時期になりました。市県民税の申告期間は2月16日(火)から3月15日(火)までの1か月間です。期限間近になりますと窓口は大変混雑いたしますので、申告はできるだけお早めにお済ませください。

★市県民税の申告をしなければならない人

平成28年1月1日現在神戸市内に住所がある人で、平成27年中(平成27年1月1日～同年12月31日)に所得があった人のうち、次に該当する人。

- ① 営業等、農業、不動産、利子、配当、原稿料や生命保険の年金等の所得があった人
- ② 給与所得者で次に該当する人
 - ア 勤務先から本市に給与支払報告書が提出されていない人
 - イ 平成27年中途で退職し、再就職していない人
 - ウ 給与所得以外に所得のある人(給与所得以外の所得が20万円以下の人は所得税の確定申告は不要ですが、市県民税の申告は必要です)
 - エ 雑損控除・医療費控除などを受けようとする人
- ③ 配当所得がある人で次に該当する人(金額の多少にかかわらず)
 - ア 非上場株式等の配当所得がある人(所得税の源泉徴収税率が20%)
 - イ 上場株式等の配当所得のうち、発行済み株式総数の3%以上を所有する人(所得税の源泉徴収税率が20%)
- ④ 配当割及び株式等譲渡所得割を差し引かれた人で、還付及び税額控除を受けようとする人

※この件で申告をすると扶養親族として認定されなくなる場合や、国民健康保険・介護保険の保険料や医療費の自己負担が高くなる場合がありますので、申告書を提出する際にはご注意ください。
- ⑤ 年金所得者で次に該当する人
 - ア 年金所得以外に所得のある人
(公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得が20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要ですが、市県民税の申告が必要になる場合があります)
 - イ 市県民税において各種所得控除を受けようとする人

★市県民税の申告をしなくてもよい人

- ① 平成27年分の所得税の確定申告書を提出された人
 - ② 平成27年中の所得が給与所得のみの人で、勤務先から本市に給与支払報告書が提出されている人
 - ③ 平成27年中の所得が公的年金等に係る所得のみの人で、年金支払者から公的年金等支払報告書が提出されている人
 - ④ 平成27年中の所得が基礎控除額(33万円)以下の人
- ※ただし、所得に関する証明書を必要とされる等の人は、市県民税の申告をお願いします。

固定資産の価格等の縦覧のお知らせ

ご自分の所有する土地または家屋の評価額と比較するために、同一区内に所在する他の土地または家屋の評価額をご覧いただくことができます。

- ① 縦覧期間 平成28年4月1日(金)～5月2日(月)(土曜日・日曜日・祝日を除く)
- ② 縦覧会場 課税されている土地又は家屋が所在する区の市税事務所・北須磨支所
- ③ 縦覧できる帳簿 土地の固定資産税の納税者…所有する土地が所在する区の土地価格等縦覧帳簿
家屋の固定資産税の納税者…所有する家屋が所在する区の家屋価格等縦覧帳簿
- ④ 縦覧できる方 土地又は家屋の固定資産税の納税者

(お願い) ご本人であるかどうかご確認させていただく必要がありますので、運転免許証等ご本人確認ができるカード等をお持ちください。なお、4月上旬以降は、市税事務所からお送りする「平成28年度固定資産税・都市計画税納税通知書」もお持ちいただければ、お待ちいただく時間を短縮できます。

【お問い合わせ先】

須磨市税事務所(市民税、固定資産税担当) ☎ 731-4341(代) 須磨区総合庁舎 須磨区役所3階
垂水市税事務所(市民税、固定資産税担当) ☎ 708-5151(代) レバンテ2番館 垂水区役所3階

納期のお知らせ 固定資産税・都市計画税 第4期納期限 平成28年2月29日(月)

NEW LIFE TOMORROW



関兼建設株式会社

神戸市中央区二宮町3丁目11-6 ☎(078)231-1000(代表)

増 司

鯨 の 増 田 屋

本店 垂水区日向2丁目5-17
電話 707-0333

JR垂水駅前店 電話 705-0331

平磯店 電話 752-1111

〈救急告示〉医療法人 薫風会
佐野病院

診療科目
・内科・消化器系内科・腫瘍内科・内視鏡内科・糖尿病内科・人工透析内科
・疼痛緩和内科・消防器外科・腫瘍外科・内視鏡外科・肛門外科・整形外科
・リハビリテーション科・婦人科・放射線診断科

TEL 078(785)1000

神戸市垂水区清水が丘2-5-1
・垂水駅から「清水が丘」行きバス終点
・舞子駅から「学園都市」行き西岡橋下車徒歩5分

生徒募集

●小学4年生から中学3年生●
●小人数制(各クラス10名以内)

ひとりひとりの能力をひきだしながら
キメ細かに学習指導いたします。

天神塾

須磨区天神町 4丁目2-15 TEL 734-1112

慈恵会新須磨病院グループ 介護付有料老人ホーム

エリーネス須磨

入居時自立

身の周りの事がご自分で出来る方
居室数 115室 同一間取
(57㎡・バルコニー 12㎡)
年齢別入居金制度完備
天然温泉湧出

所在地：神戸市須磨区友が丘 7-1-21

エリーネス 介護の家

入居時要支援・要介護

介護が必要な方
居室数 30室 (20㎡) 同一間取
入居金：一括払い、月払い 選択可
胃ろう造設・透析をされている方も
どうぞお気軽にご相談下さい。

所在地：神戸市須磨区磯馴町 3-1-27

納税協会の経営者大型総合保障制度

広げよう
納税協会の輪

経営者大型総合保障制度のご加入企業の拡大に向けて

広げよう
納税協会の輪
運動実施中!

DAIDO 大同生命

神戸支社 明石第一営業所/
兵庫県明石市榑屋町8-34
TEL 078-911-2357

AIU AIU保険会社

神戸支店/兵庫県神戸市中央区東川崎町1-3-3
(神戸ハーバーランドセンタービル16F)
TEL 078-360-2401

発行所 公益社団法人須磨納税協会 須磨納税貯蓄組合連合会
神戸市須磨区衣掛町5丁目2-21 ☎731-1973 FAX733-8495
協賛 須磨納税署 西神戸県税事務所 須磨・垂水区役所
印刷・街吉田印刷
須磨納税協会のホームページ http://www.nk-net.co.jp/suma/
須磨納税協会のE-mail suma@nk-net.co.jp